（業務の休廃止の許可の申請）

第四十七条　設備導入促進法人は、法第七十一条第一項の規定により設備導入促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第二十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（設備導入促進業務の引継ぎ）

第四十八条　法第七十二条第一項又は第二項の規定による指定の取消しに係る設備導入促進法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　経済産業大臣が指定する設備導入促進法人に帳簿その他の設備導入促進業務に関する書類を引き継ぐこと。

二　経済産業大臣が指定する設備導入促進法人にリース保険契約に係る責任準備金及び支払備金に相当する額の金銭を引き継ぐこと。

第四節　事業活動における知的財産権の活用

（産業競争力の強化に資する技術の分野）

第四十九条　法第七十五条第一項の経済産業省令で定める技術の分野は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）別表第二の技術の分野の欄（一の項から三十九の項までに係る部分に限る。）に掲げるとおりとする。

（特許料の軽減等の要件）

第五十条　令第十六条第二号の経済産業省令で定める関係は、令第十六条第二号イ及びロに該当する法人に対し、単独で有する場合にあっては第一号に掲げるものとし、共同で有する場合にあっては第二号に掲げるものとする。

一　その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係

二　その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係

2　令第十六条第二号ロの経済産業省令で定める額は、前事業年度末の貸借対照表（設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない法人にあっては、成立時の貸借対照表）に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額とする。

（特許料軽減申請書の様式）

第五十一条　令第十七条第一項に規定する申請書は、様式第二十一により作成しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第二十一により作成するものとする。

（審査請求料軽減申請書の様式）

第五十二条　令第十八条第一項に規定する申請書は、様式第二十二により作成しなければならない。

（国際出願に係る手数料軽減申請書の様式）

第五十三条　令第十九条第一項に規定する申請書は、様式第二十三により作成しなければならない。

（国際出願に係る願書等に添付する書面）

第五十四条　法第七十五条第三項の規定により国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする者は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第二項の表一の項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けようとする場合にあっては国際出願に係る願書に、同項の表三の項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けようとする場合にあっては国際予備審査に係る請求書に、令第十九条第一項に規定する申請書又はその写しを添付しなければならない。

（添付書面）

第五十五条　令第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の申請書（次条において「特許料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　令第十六条第一号イに掲げる要件に該当する場合　当該要件に該当することを証する書面

二　令第十六条第一号ロに掲げる要件に該当する場合　当該要件に該当することを証する書面

三　令第十六条第二号イに掲げる要件に該当する場合　次に掲げる書面

イ　当該要件に該当することを証する書面

ロ　前事業年度終了の日における株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）の氏名又は名称及び住所又は居所並びにその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

四　令第十六条第二号ロに掲げる要件に該当する場合　次に掲げる書面

イ　定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（外国法人にあっては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称、住所、資本金又は出資の総額及び設立の年月日を記載したもの）のうち、資本金又は出資の総額及びその設立の日を証する一又は二の書面（資本金又は出資を有しない法人にあっては、前事業年度末の貸借対照表及び定款、寄付行為又は法人の登記事項証明書のうち、その設立の日を証する書面）

ロ　前号ロに掲げる書面

（特許料軽減申請書等の添付書面の省略）

第五十六条　特許料軽減申請書等に添付すべき書面（以下この条において「書面」という。）を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続（特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条又は特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三に規定する手続を含む。）において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した書面に変更がないときは、特許料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。

第三章　株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

（委員会の権限）

第五十七条　法第九十一条第一項及び第二項の経済産業省令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　自らの経営資源以外の経営資源を活用し、新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を行う事業者に対するものであること。

二　その額（機構が当該特定事業活動支援の対象となる事業者に対し、当該特定事業活動支援に係る特定事業活動に関して既に出資（法第九十九条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。）を行った場合にあっては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額）が十億円を超えないものであること。

三　その額と機構が既に行った出資（その出資に係る株式について法第九十七条第一項第十二号の譲渡その他の処分を行ったものを除く。）の額との合計額が、九百億円を超えないものであること。

（委員会の議事録）

第五十八条　法第九十三条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　議事録は、書面又は電磁的記録（法第九十三条第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。

3　議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二　委員会の議事の経過の要領及びその結果